

第 1 問 答案用紙< 1 >

(監 査 論)

問題 1

問 1

二重責任の原則とは、経営者は財務諸表を作成する責任を負い、監査人は当該財務諸表に対する監査意見の表明について責任を負うという責任区分の原則である。経営者確認書は経営者が財務諸表作成責任について自己の責任を認める文書であるため、監査人がこれ入手することは二重責任の原則が遵守されたかどうかを明確にすることができるという意義を有する。

問 2

< 母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法 >

- ①監査サンプリング：対象となった母集団全体についての結論を導き出すための合理的な基礎を得るために、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるようにサンプルを抽出する。
- ②特定項目抽出による試査：企業の理解、評価した重要な虚偽表示リスク、及びテストする母集団の特性などを考慮し、一定の金額以上の項目を抽出するといったように監査人の判断により母集団から特定項目を抽出する。

< 母集団に対する結論を形成する方法 >

- ①監査サンプリング：この方法による場合、監査人は、実施した監査手続から母集団全体の虚偽表示額や内部統制逸脱率等の一定の特性を推定することにより、母集団全体に関する結論を導き出すことができる。
- ②特定項目抽出による試査：監査人は、この方法によって抽出した項目に対して実施した監査手続の結果から母集団全体にわたる一定の特性を推定することはできない。したがって母集団に対する結論を形成するには、さらに母集団の中から抽出されない残余部分に関する監査手続を実施する必要がある。

第1問 答案用紙<2> (監査論)

問3

監査人は財務諸表の適正性という命題を直接的に立証することはできない。

そこで監査人は財務諸表を勘定科目や注記といった項目に分解し、これらに
対して監査要点を設定し、監査手続を実施して監査要点に適合する監査証拠
を積み上げることにより、財務諸表の適正性に関して意見を形成するに足る
基礎を得て間接的に立証する、という方法を採用する必要があるためである。

問題2

監査人による重要な虚偽表示リスクの評価はあくまでも評価時点における

監査人の入手可能な情報により実施されるものであり、その後の運用評価手
続の実施により、監査期間中の内部統制が有効に運用されていないという監
査証拠を入手することもある。同様に、実証手続を実施した結果、監査人は
そのリスク評価時に想定したよりも大きな金額又は多数の虚偽表示を発見す
る場合もある。この場合監査人は改めて重要な虚偽表示リスクの評価をする
必要がある。以上からリスク評価は暫定的なものとなる。

問題3

問1

構成単位の監査人はグループ監査人よりも構成単位に関する直接的な知識

及び経験を有することが多く、構成単位の監査人の関与は、事業活動とそれ
に関連するリスク及び構成単位でグループ財務諸表における重要な虚偽表示
リスクが生じ得る領域を理解し、リスクを適切に識別・評価する上で役立つ。

問2

グループ監査における発見リスクには、構成単位の監査人がグループ財務

諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発
見できないリスクに加えて、グループ監査人が当該虚偽表示を発見できない
リスクが含まれるため、当該双方向のコミュニケーションが重要となる。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題1

仕入取引

関連するアサーション：網羅性

適用する監査手続①期末日以降の仕入取引に係るカット・オフテストを実施する。

適用する監査手続②X社に期末の買掛金残高に係るブランク確認状を送付する。

製品残高

関連するアサーション：評価

適用する監査手続①販売データを入手し原価割れ販売等の有無を確認する。

適用する監査手続②倉庫内の製品を実査し劣化等が生じていないか確認する。

問題2

問1

固有リスク：国内で製造できない貴重品等である場合、これを倉庫担当者が横

領して自己の利益を得る機会を有する不正リスク要因に伴う固有リスク。

貸借対照表との関係：棚卸資産が担当者に横領されていることに伴い、棚卸資

産として計上されているY商品の金額が、実態よりも過大となり、あわせて流

動資産、総資産、純資産も過大になっているリスク。

損益計算書との関係：期末商品棚卸高が過大計上されたことに伴い売上原価が

過少に計算され、結果として売上総利益を含む各段階損益が過大に計算されて

いるリスク。

問2

内部統制①倉庫担当者以外の者が定期的に棚卸を行い結果をモニタリングする。

内部統制②倉庫担当者を2名以上とし、相互牽制する管理体制を構築する。

問3

甲社が実施する棚卸に立会い、Y商品のテストカウントを行い重点的にY商品

の実在性を確認する。また当該不正の再発を防止するための内部統制が構築が

構築され適切に整備されていることを評価した上で、運用評価手続を実施する。

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問題3

問1

甲社監査人は、S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要
性、S社が処理する取引又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重
要性、S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い、そしてS社が引き受け
る活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係を理解しなければならない。

問2

共通点①監査人は監査意見表明に係る最終的な責任を負う点。
共通点②他の監査人の職業的専門家としての能力と独立性を検討し評価する点。
相違点①一般的に、子会社の監査人は親会社の監査人の指揮下に入るのに対し、
受託会社監査人は委託会社監査人の指揮下には入らない点。
相違点②子会社の監査人は親会社の監査人と双方向のコミュニケーションが求
受託会社監査人は一般的に求められない点。
相違点③子会社監査人の作業は監査の全てに関連するのに対し、受託会社監査
人の作業は一般的に内部統制に限定される点。